

松 山 大 学 論 集
第 30 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 1 9 年 2 月 発 行

星野博士の学問と松山商科大学の歴史（その4）

—— ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生 ——

川 東 靖 弘

星野博士の学問と松山商科大学の歴史（その4）

—— ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生 ——

川 東 埤 弘

目 次

はじめに

第1章 生誕～松山高商教授就任まで

第2章 松山高商・経済専門学校教授時代

第1節 加藤彰廉校長時代

第2節 渡部善次郎校長時代（以上、その1、第30巻第4-1号）

第3節 田中忠夫校長時代

I. 松山高商期

1) 1934（昭和9）年度

2) 1935（昭和10）年度

3) 1936（昭和11）年度

4) 1937（昭和12）年度

5) 1938（昭和13）年度（以上、その2、第30巻第5-1号）

6) 1939（昭和14）年度

7) 1940（昭和15）年度

8) 1941（昭和16）年度

9) 1942（昭和17）年度

10) 1943（昭和18）年度（以上、その3、第30巻第5-2号）

II. 松山経専期（以下、本号）

1) 1944（昭和19）年度

2) 1945（昭和20）年度

3) 1946（昭和21）年度

第4節 伊藤秀夫松山経済専門学校長時代

1) 1947（昭和22）年度

2) 1948（昭和23）年度

第3章 松山商科大学教授時代（以下、次号）

第4章 松山商科大学学長時代

第5章 再び松山商科大学教授に戻って
おわりに

Ⅱ. 松山経専期

1) 1944 (昭和19) 年度

1944年4月1日、松山高等商業学校は松山経済専門学校と改称し、田中忠夫校長は自動的に松山経済専門学校の校長になった。

本年度の校務も大鳥居蕃が教務課長、伊藤秀夫が生徒課長、増岡喜義が庶務課長を続け、田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。法人関係では伊藤秀夫が理事を続け、田中専務理事を補佐した。

本年度の入学試験が3月末に行なわれ、定員200名に対し、志願者は2,319名で、前年(2,809名)よりは減ったが、それでも狭き門が続いた。4月初めに入学式が挙行され、215名が入学した。この年に入学した生徒の中に、後に本学の学長に二度なった神森智、同志社大学教授になる住谷馨(住谷悦治の次男)、天理大学・京都女子大学教授になる北川忠彦(北川淳一郎の子息)、一橋大学教授になる吉田二郎(阪本二郎)、大分大学教授となる仙波恒徳、北九州大学長となる中谷哲郎ら錚々たる人物がいる。

4月1日、松山経済専門学校は福知山高商の生徒編入学式を行なった。福知山の3年100名、2年170名、1年10名の280名が転校してきた¹²⁶⁾。そのため、生徒数が急激に増えた。1944年4月の本校の生徒数は、3年222名、2年215名、1年215名の合計652名であったので¹²⁷⁾、一気に在学生在が932名に膨れ上がった。

4月に入って、1年生を除き、授業はほとんど行なわれず、2年生～3年生

126) 『三十年史』96頁、『五十年史』211頁。なお、福知山高商の1年10名は2年に進級できなかった留年生と推測される。

127) 『三十年史』101頁。

は各地の勤労働員に駆り出された。例えば、4月20日から上浮穴郡柳谷村宇黒河の黒河水力発電所ダム工事場（～12月20日。その後は新居浜住友化学へ）、4月21日から新居浜住友化学（～終戦）¹²⁸⁾

そして、5月に入ると、1年生が吉田浜飛行場（現松山空港）へ勤労働員された。この吉田浜飛行場へ日帰り動員に駆り出された神森氏の回顧を紹介しよう。

「4月に入学してから、吉田浜の飛行場（今の松山空港）、あれは海軍の飛行場だったのですが、そこで堰堤を作る。コの字型に土を盛って土手を作る作業に行きましたね。そこに飛行機を入れると、三方から爆弾が落ちても護られる。そういう堰堤を作る作業に駆り出されました。何回も何回も行きましたね」¹²⁹⁾

神森氏ら生徒が勤労働員に駆り出されているさなか、星野通は5月、『松山高商論集』第6号、西依・賀川両教授追悼記念号（昭和19年5月）に「法典論争とわが伝統的家族制度」を掲載した。この論文の大意は次の通りである。

「はしがき

旧民法典は人事編の婚姻中心的ヨーロッパ小家族制採用がわが伝統的大家族無視に対する守旧派の熾烈なる非難攻撃が致命的な一撃となって永久に葬り去られた。本稿は人事編中如何なる規定がわが伝統的家制をやぶるものとして攻撃されたのか、また法典調査会が現行民法編纂にあたり如何に処置したかを明らかにする。

128) 『三十年史』180頁。

129) 神森智「自分史と松山商大時代を語る」、2012年11月1日「松山大学コミュニティカレッジ 2012年度秋期講座、特別講座 松山大学90年史話」

(一) 人事編のわが家制無視の諸点

旧民法の第243条において「家族とは戸主配偶者及び其家に在る親族・姻族を謂ふ」として、わが国古来の大家族主義・強大な戸主権よりなる家制を採用せず、むしろ、資本主義の発展に伴う封建的家族の分裂傾向に着目し婚姻を基調とするヨーロッパ的小家族制を取り入れた。

だが、奇なるかな、反対派が攻撃したのは、この243条、戸主権不備の点ではなくて、次の理由にならざる理由であった。それは、①父が死亡すれば母が親権者としている点を旧慣乖離だ、父権はあっても親権というものは無いとして非難する、②離家せる父母とその子との間に互いに扶養義務を規定しているが、それは伝統的家制を破壊するからよろしくないとして非難する、また、親族相互の養料給与義務規定も弊害があるとして非難する、③準正、即ち103条の「庶子は父母の婚姻に因りて嫡出子と為る。私生子は父母の婚姻後父の認知したるにより嫡出子となる」と規定しているが、家督相続をもって人事の最も重きをなす邦国にとって不当な規定であると非難している。

それに対し、断行派は、①父なき時、母を後見人たらしむのは従来の慣例で、それを非難するのは親子間の情宜無視である、親権は人倫に基づく父母の権である、②貧窮している親族がいた時互いに養料を給するのは伝統美風、古来の倫常に沿う。③庶子とは妾腹の子をさすに非ず、正式の婚姻に基づかず生める子を庶子と称する。父母が正式の婚姻なさずして生める子を嫡出子となすあたわずとは不合理であり、旧慣に悖る。

(二) 断延両派論旨の検討

法典攻撃派は法典の伝統的家族制無視の点にはふれ得ないで、寧ろピントをはずれた欠点ならざる欠点に向けられ、非難しているが、私は失敗していると思う。

①父死亡すれば母が親権者となるのは当然で、親権は本来父母に固有に

属すべきものであり、当時としては思い切った卓見である。

②縁は切れても血は切れないという諺がある如く、離家せる父母とその子の間に法律的扶養義務をみとめてもわが伝統無視にならず、批判はあたらない。また、近親互助義務の法律化非難ものはずれである。近親互助は骨肉相互の道義的義務、人情の発露である。

③父母の適法婚姻前に生まれたのがいつまでも庶子であり、婚姻成立後生まれたのみが当然嫡出子となるのは明らかに不合理不公平である。

(三) 結言

延期派が法典攻撃点として人事編の伝統的家制無視を取り上げたのは大きい成功であるが、彼等が取り上げた点は的はずれ、急所をはずれた鈍刀一撃の感があった。理論的には敗北と見るべきである。

しかし、鈍刀一撃が結局法典の死命を決する致命傷となったのは如何なる理由か。

それは、フランス法学派とイギリス法学派との学說的派閥感情的対立が原因で、フランス法学派の人達によってなった法典は内容の如何にかかわらず無条件に嫌いだった延期派は感情の上より法典を葬りたかったこと、また、進歩的な自由主義的な人達により編纂された法典には、守旧的国粹主義、国家主義、あるいは歴史法学的立場より反対したかったのである。また当時は憲法が発布され、議会制度は樹立されていたが、まだ伝統を墨守せんとする守旧主義者が多数存在していたからである。

その他の断行派の敗因の副次的要因としては、①法典の法理的技術的欠陥、②派閥外の有力学者である富井政章博士の慎重論、穂積陳重博士の外人起草法典実施不可、木下広次博士の不完全方針実施不可、加藤弘之博士の国権主義的立場よりの反対等が敗退要因となった。

さて、前にも述べし如く、法典は進歩的自由主義法曹により近代的個人主義法典の先駆であるフランス法典を母法とし立法された結果、全体的に見て個人主義的自由主義的色彩が強烈である。わが伝統的風俗を多

分に摂取して編纂されたとされる人事編さえも大体において個人主義的ヨーロッパ家制に倣っている。即ち、家の主要構成員は戸主及びその妻となっている。戸主権に関しても戸主の家族居所指定権、その他伝統的家族制度下における戸主にふさわしい戸主権規定は明記されていない。従ってこれら伝統的大家族無視の点が法典攻撃の主目標とされるべきであったにもかかわらず、核心はずれの攻撃であったけれども、当時の時代環境の中で保守派の人々の心を魅了し、旧法典は葬り去られた。

法典調査会は、現行民法典の起草に当り、委員中進歩的見解の多かりしにかかわらず、延期派の主張を容れ、身分法の規定として、戸主家族の章を設け、家制尊重の精神を明らかにし、戸主の家族居所指定権、戸主の同意が必要な婚姻、養子縁組などの規定を設け、伝統的美俗たる家族制度を保持せんと努力したのであった。しかし、延期派が攻撃した先の諸点は全部黙殺したのであった。これらの旧法規定はそのまま現行法のなかに存置したのであった¹³⁰⁾

この論文について、少しコメントしよう。

- ①星野通は明治23年の旧民法の人事編、身分法分野の「個人主義的自由主義的」性格について根拠を挙げて主張しているが、今までの論旨と変わらない。

また、法典反対派の攻撃はピントはずれというのも妥当な指摘である。

- ②明治31年の現行民法の身分法分野の「旧慣美風とヨーロッパ個人主義の長所との調和」論は、ダイヤモンド社の著書では十分に説明していなかったと判断したのであろう。論旨は変わらないが、戸主権の強党性、戸主の家族居所指定権等、伝統的家制度の保持、保守性を指摘し、補正している

130) 星野通「法典論争とわが伝統的家族制度」『松山高商論集』第6号、西依・賀川両教授追悼記念号、昭和19年5月。

と思う。

星野通は6月、文部省の精神科学奨励金を得て日本評論社から『民法典論争史』を出版した。262頁の書物である。その目次は次の通りである。

「序

第一部 本論

第一章 旧民法典

第二章 民法典論争

第一節 法典論争序戦

第二節 商法典論争

第三節 フランス法学派とイギリス法学派

第四節 論戦本格化とその成敗

第五節 論争の原因、性格、史的意義

第二部 資料

- | | |
|--------------|------------------------|
| 一 読法典実施断行意見書 | 法学新報第十四号社説 |
| 二 法典実施延期意見 | 法学新報第十四号社説 |
| 三 法典実施断行ノ意見 | 法治協会 |
| 四 法典実施断行意見 | 和仏法律学校校友会 |
| 五 法典実施意見 | 梅謙次郎 |
| 六 民法出デテ忠孝亡ブ | 穂積八束 |
| 七 立法ノ基礎ヲ論ズ | 山田喜之助 |
| 八 商法ト民法ノ関係 | 岡村輝彦 |
| 九 法典編纂ノ方向 | 菊池武夫] ¹³¹⁾ |

131) 星野通『民法典論争史』日本評論社，昭和19年6月。

この書物の第1章の「旧民法典」はさきにダイヤモンド社から出版した『明治民法編纂史研究』の第一編、第二編、即ち旧民法典の成立の経緯、出来上がった民法典の性格、問題点などを短く簡潔にまとめたものであり、旧民法は「自由平等主義を基調とし、個人を封建的束縛より解放する進歩的近代法典(であり)大体においては自由民権の開花、新国民生活体制には似合しい進歩的法制であった」(20頁)と進歩性を高く評価している。また、我が国伝統の大家族主義を基調として立法されるべき人事編、財産取得編相続等の身分法分野でも「夫婦を家族の中心に置くヨーロッパ個人主義的小家族主義的人事規定が相当に取り入れられた」(21頁)と述べ、これまた高く評価しており、これまでの論旨と変わりはない。

本書の中心は第2章「第三編 民法典編纂史の一環としての法典論争史」であり、それはダイヤモンド社の著書にさらに新しい資料を加え、英仏両派の主張を保守主義・国権主義・伝統的封建的家族主義と進歩主義・自由民権主義・ヨーロッパ的個人主義的小家族主義との対立として生き生きと論じたものであった。そして、論争の性格について「約言すれば、法典断延を廻る自然法学対歴史法学の法学的論争、法理論争であり、同時にまた法学論戦の方法において行はれた、伝統尊重の保守主義と西欧文化摂取の進歩主義、或は国権主義、半封建的国家主義と自由主義民権主義の相剋と言ふ社会的政治的イデオロギーの論戦であるとともに、永年に渡る学派的対立によって生じた感情のもつれの爆発でもあった」(111頁)。この論旨はさきの書物と同じである。

7月6日には、勤労働員は県外に広がり、兵庫県三木飛行場に勤労働員がなされた。1年生はこの三木飛行場に勤労働員がなされた。神森氏の回顧を紹介しよう。

「昭和19年の初めての夏休みの直前には、兵庫県の三木という所、加古川から入るのですが、そこの飛行場を作る作業に行きました。1週間の泊まり込みで、それから現地解散して夏休み。夏休みが済んだらもう一遍こ

こに來い、つまり現地集合。9月の初めにまた三木に行き、飛行場の建設作業をしました。今だったらブルドーザーがありますが、あの頃は建設機械などはありません。人間がモッコで土運びをするのです。原始的ですね。そういう作業をしました」¹³²⁾

さらに、8月23日、国家総動員法にもとづき、「学徒勤労動員令」が出された。これにより、通年の勤労動員化へとすすんでいった¹³³⁾

1944年9月1日に3年生（1942年4月入学）の第20回卒業式が挙行された。6カ月短縮の繰り上げ卒業で、残留3年生226名（うち96名が福知山高商からの転入生）が卒業した。この繰り上げ卒業生の生徒の1人が作道洋太郎氏である。作道氏はその後、九州帝大法文学部経済科に進学したが、20年1月大学在学中東京陸軍経理学校に入隊している¹³⁴⁾

作道愛子氏（星野通の姪、作道洋太郎の夫人）の回顧によると、「作道氏や長沼氏が海軍経理学校を受験して合格した後に博士に報告に行ったところ、『戦争に行ってはいけない。君たちはこれから勉強しなければならないのになぜ戦争にいかなければならないのか』とかなり激しい顔をしていた」とのことであった¹³⁵⁾

9月以降、経専の生徒は2年生（稲生晴らの学年）と1年生（神森智氏らの学年）のみとなった。その生徒たちに通年の勤労動員がつづいた。

9月21日、長崎の三菱造船所に勤労動員の命が下り、29日に、増岡喜義、戸川年雄、比嘉徳政教授に引率されて、2年生203名（福知山からの転校生と本校の混合部隊）が高浜より長崎に出発し、敗戦まで勤労動員された。2年生

132) 神森智「自分史と松山商大時代を語る」、2012年11月1日「松山大学コミュニティカレッジ 2012年度秋期講座、特別講座 松山大学90年史話」

133) 『五十年史』213～215頁。

134) 水沼直行「親友・作道洋太郎君を偲んで」『温山会報』第50号、平成19年。

135) 宮下修一「『民法典論争資料集』の復刻作業について」シンポジウム「『民法典論争資料集』の現代的意義」松山大学法学部松大GP推進委員会編、2014年、130頁。

の稲生氏も長崎に行き、その後召集を受け、高知に配属された。またこの長崎組は、1945年8月9日原爆にあうが、この時には召集などにより20名ぐらいに減っており、また、犠牲者はでなかったという¹³⁶⁾

9月24日、新居浜住友機械、波止浜ドックに勤労働員の命が下り、1年生の2クラスが勤労働員された。1年生の神森氏や北川氏は10月から新居浜の住友機械に動員された。神森智氏の回顧談を紹介しよう。

「それ（筆者注：三木飛行場）から松山に帰ってきて、少し授業があったら10月からは通年動員。政府の『学徒勤労働員通年実施』の決定に従ったのです。私たちのクラスは新居浜に行きました。住友機械という工場です。私は1組だったのですが、2組は波止浜の造船所に行きました。3・4組は名古屋の飛行機工場（注、名古屋熱田愛知航空機）に行きました。また、一級上の2年生は長崎の造船所に行きました。3年生は9月に繰り上げ卒業したのでいません。ですから昭和19年の10月からは学校は空っぽです。市内の自宅通学生からなる防護班、20人くらいでしたか、それを除いて生徒はいない」¹³⁷⁾

生徒が勤労働員されている中、星野は9月、「明治十一年民法草案解題」を松山経済専門学校商経研究会研究彙報第11号に掲載した。その目次は次の通りである。

「序

解題

草案 第一編，第二編

献辞

136) 『三十年史』184～188頁。

137) 神森，前掲講演。

草案目録
第一編 本文
第二編 本文
草案 第三編
献辞
草案目録
第三編 本文]¹³⁸⁾

星野通は序において、「明治十一年民法草案」は旧民法の先駆で貴重な立法資料であること、第一編、第二編は慶応大学の手塚豊教授所蔵のものを利用、筆写したこと、第三編は松山経済専門学校所蔵のものを使用したこと、そして、それらの筆写は松山経専生徒の永沼直行、作道洋太郎、村上権七の手を煩わし、勉学、勤労作業の身で気持ちよく協力してくれたことに感謝している。

解題は、(一)明治初期立法において何が故にフランス法が母法とされたか、(二)江藤新平の民法編纂事業、(三)十一年民法草案成立の沿革、(四)草案内容、からなっており、星野がこれまでに発表した「明治民法編成史の一齣」（『松山高商論集』第2号）、『明治民法編纂史研究』ダイヤモンド社の要約、加筆である。史料的には『明治民法編纂史研究』では収められていなかった、明治十一年民法草案の第一編「人事」、第二編「財産及ヒ財産所有権ノ種類」が掲載されているのに史料価値がある。恐らくこの時、初めて、星野は第一編「人事」、第二編「財産及ヒ財産所有権ノ種類」を読んだものと思われる。

戦時体制強化・全体主義の波はまたまた教員に及んだ。11月20日、古川洋三教授の講義中の発言「君たちはせっかく入学したのだから、できるだけ卒業してから軍隊に行きなさい」が密告され、退職を余儀なくされた。田中校長が師団司令部にいて人格証明をしたが、だめであった（神森先生よりの聞き取り）。

138) 「明治十一年民法草案」松山経済専門学校商経研究会研究彙報第11号、昭和19年9月。

1944年の後期は生徒は長崎の三菱造船、新居浜の住友機械等に動員され、学校は空っぽとなった。そこで、12月19日から空になった旧本館の教室を軍隊が入れ替わり立ち替わり使用するようになった。

1945（昭和20）年にはいって、戦局は益々悪化し、学校では勤労働員がつづいた。1月23日に1年生の3、4組が名古屋の愛知航空機へ勤労働員され（～終戦）、学園には市内通学者の防空要員50名のみが残った¹³⁹⁾ 根こそぎ動員である。

同年3月18日、政府は閣議決定で「決戦教育措置要綱」を決めた。これにより、1945（昭和20）年4月1日より1年間学校の授業が停止されることになった¹⁴⁰⁾

2) 1945（昭和20）年度

1945年度の校務も大鳥居蕃が教務課長、伊藤秀夫が生徒課長、増岡喜義が庶務課長を続け、田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。法人関係では伊藤秀夫が理事を続け、田中専務理事を補佐した。

1945年度の入試は変則的に1944年12月に行なわれ、定員200名に対し、志願者は何と4,156名に達した。だが、文部省により入学定員制限緩和の通牒があり、定員を大幅に上回り、45年1月に合格発表し、377名を入学させた。開校以来最高の合格者数であった。それは前年までは定員厳守を要求していた文部省がこの年から定員超過を無制限に認めたことによる。入学しても授業は皆無で、直ちに軍需工場へ勤労働員されるので、学生の名を借りた工場労働者という政府の方針によるものであった（神森先生よりの聞き取り）。だが、入学予定生のほとんどが各地軍需工場その他に勤労働員中であり、作業能率に支障を来すことになり、文部省の指示で入学式は4月でなく、7月に延期された¹⁴¹⁾

139) 『三十年史』180頁。

140) 『近代総合年表』岩波書店、343頁、『五十年史』215頁。

また、このころ新設の松山通信局が庁舎に困り、本校に貸与を申し出て（田中校長の方から申し出たとの話もある）、本校は軍に貸すよりは良いと考え、2月に本館・講堂を貸与する契約がなり、通信局は7月4日に移転してきた¹⁴²⁾

5月14日、新入生一部（勤労働員先をもたない）の入学式が行なわれ、学校防衛に当たり、そして、7月5日、新入生180名の入学式が武道場で行なわれた。しかし、授業は停止されたままで、わずか5日後の7月10日、新入生の大半は西条と高知県を結ぶ軍用道路建設工事に動員され、少人数が学校に残った。

6月18日、また戦死者が出た。1942年9月卒業の染次正（柔道部で1940年の全国高専学校柔道大会で優勝）で、卒業後直ちに応召、44年6月フィリピンに出征、18日ルソン島で戦死した¹⁴³⁾ 悲劇であった。

7月26日午後10時より、松山が米軍B29約60機による大空襲に襲われた。松山市が焼け野原となった。本校では鉄筋の本館、講堂・図書館、加藤会館等が焼け残ったが、木造校舎の2号館、3号館、4号館、武道館が焼失し、教机・備品等が殆ど全焼した。この空襲で出淵町の佐伯光雄元教授夫妻が犠牲となった。教職員の多くも焼け出され、田中校長一家も、伊藤秀夫一家、吉田昇三一家も焼け出された。そのため、焼け残った加藤会館の一階和室に伊藤秀夫一家が住み、2階和室に田中校長一家、また1階の洋室に吉田昇三（1942年12月松山高商に教授として赴任）一家が住んだ¹⁴⁴⁾ 星野通一家の道後南町一丁目は焼かれなかったようだ¹⁴⁵⁾

8月6日広島、9日長崎に原爆が投下され、8日にはソ連が対日宣戦布告、9日満州に侵入した。

141) 『三十年史』38～39頁、102頁。

142) 同、39頁。

143) 星野通『筆のすさび』127～128頁。

144) 松山大空襲時の学園の被災については経専22期卒の亀田誠公「校舎の焼け跡に立ち校歌にむせぶ！」松山商科大学『田中忠夫先生』昭和61年、208～210頁。吉田昇三「田中忠夫先生を偲ぶ」同書、120～123頁。神森先生より聞き取り。

そして、8月9日は星野通にとって忘れ得ぬ痛恨の日となった。星野の教え子の林憲正（伊予郡松前町出身）で1940年3月に松山高商を卒業し、慶応大学経済学部に進学し、43年9月三重海軍航空隊に入隊し、日本の敗戦がほぼ決まっていたのに、神風特攻隊として本土鹿島灘沖で米艦に突入し、碎け散った。全く悲惨、無意味きわまるものであった。戦争は残酷にもこのような立派な青年を殺した。私は戦争の暴力を心より憎む、と回顧している¹⁴⁵⁾

8月15日、ポツダム宣言の玉音放送があり、敗戦を迎えた。

敗戦後の校務も教務課長は大鳥居蕃が続け、生徒課長は伊藤秀夫が続け、庶務課長は増岡喜義が続け、田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。財団法人関係では伊藤秀夫が理事を務め、田中専務理事を補佐した。

1945（昭和20）年8月22日午後1時焼け残った本館階下の校長室にて、戦後初の教授会が開かれた。田中忠夫校長や、星野通、大鳥居蕃、高橋始、増岡喜義、戸川年雄、川崎三郎、古茂田虎生、吉田昇三、比嘉徳政の10人が出席した。そこで、当面の措置決めた。①校内復旧作業のために、松山付近の在住の1年生30名に25日出校を、2、3年生に27日出校を命じる。②2、3年生の養護班は8月まで休養のところ、松山付近の在住者は27日出校を命じる、③西条方面の勤労働員の作業解散帰休者は9月16日出校を命じ、東洋レーヨン松前工場製塩作業者は交渉成立次第出校を命ずる、等々を決めた¹⁴⁷⁾ 授業の再開の準備である。

8月31日の教授会で3年生の卒業を戦時教育令にもとづき9月に行なうこと、1年生の授業を10月1日から行なうこと、2年生は未定の旨などを決め

145) 星野一家は1929（昭和4）年6月からは松山市歩行町に住んでいたが、その後、時期は不明だが、道後湯之町大字道後499番地に引越し、さらに道後南町1丁目に引越していた。そこは「農事試験場前から道後寄りに半丁ばかりの電車を南に折れ小路を抜ける田甫の向うに三角屋根。蔦かづらにおおわれた洋館が見える。道後南町一丁目。先生は当時そこに住んでおられた」（第19期生入船裕二「星野先生のこと」『松山商大新聞』第80号、昭和33年3月25日）。

146) 星野通『筆のすさび』172～173頁。

147) 『三十年史』103頁。

た¹⁴⁸⁾

9月10日の教授会で、3年生の卒業資格の認定が行なわれ、全員349名を合格とした。

1年生は、東洋レーヨンとの交渉が成立し、9月16日より11月19日までの2カ月間、同工場の工具寮に起臥しつつ、隔日交代授業制の下に同工場の塩田作業に従事した。このような変則的授業になったのは、校舎が焼け、また、焼け残った本館にまだ借家人の松山逋信局が居たためであった¹⁴⁹⁾

9月15日、教授会を開催し、学科目改正案を審議、可決した。改正の趣旨は①合理的、能率的事務処理能力の涵養。②経済関係の専門的知見の啓培。③島国的偏狭性を脱却せる国際水準に於ける教養の確立¹⁵⁰⁾であった。これを見ると、敗戦の原因を考察し、世界情勢の知識の欠如、事務処理能力の欠如、近代科学精神の欠如、世界的教養の欠如等を反省し、学科目改正を協議しようとしたことが推測される。

9月20日に第21回卒業式を挙行了。6カ月短縮で、3年生全員に卒業資格認定し、351名が卒業した。このときに卒業したのが、稲生晴氏（1943年4月入学）である。この年の卒業生は、勉強したのは1943年度の1年ぐらいで、44年度以降はほとんど勤労働員で授業はなかった。なお、稲生氏はこの後、九州帝大法文学部経済学科に進学する。

戦後直後の新しい教員人事として、田中校長は9月に歴史学者の松本新八郎を採用した。松本は1913（大正2）年愛媛県生まれ、松山高等学校を経て東京帝大を卒業し、同大の史料編纂所に勤めていた。同氏はマルクス主義歴史学の立場からの日本の封建制の優れた研究者であった¹⁵¹⁾ 松本は星野の後輩であり、その採用は星野通の紹介とされる。松本新八郎は学生の人気が高く、神森氏ら学生側から学校に要求して「日本資本主義発達史論」が講義された（神森

148) 同、104頁。

149) 同、104頁。

150) 同、109頁。

151) 松山経済専門学校『学生新聞』創刊号、1946年5月1日。『三十年史』42頁。

先生よりの聞き取り)。また、松本は戦後最初の参議院選挙にも出た。ただし、勤務は短く、1947年3月退職した(その後、東京都立大等をへて専修大教授)。

10月10日から、2年生の授業が焼けなかった加藤会館ホールで開始した¹⁵²⁾。当時2年生であった神森智氏の授業の回顧談を紹介しよう。

「終戦とともに通年勤労働員は終結。しかし授業開始は10月下旬、それも本校では2年生の半分のみ。残り半分と1年生は松前の東洋レーヨンを借りて授業。3年生は9月卒業生の最後の組ですでにいない。本校での2年生半分の授業は、加藤会館2階の広間に寺子屋式で座りこんで、長さ1間(1.8メートル)幅40センチ位の3人用の机で講義を聞いた」¹⁵³⁾

10月11日、マッカーサーは日本政府に5大改革指令を出した。その中に学校教育の民主化が含まれていた。

10月25日、教授会を開催し、自由主義の本旨にもとづき講義を行なうことを決めた¹⁵⁴⁾。

10月25日、本校は新教育理念実現のため、自由講座の開設し、星野通は三顧の礼でもって元九大文学部教授の重松俊章を招聘に行った。重松俊章は1883(明治16)年11月18日愛媛県生まれ、東京帝大文科大学卒。1919(大正8)年松山高校教授、1927(昭和2)年九州帝大法文学部教授、東洋史学の講座担当。1944(昭和19)年定年退官し、石手寺の住職であった。星野がかって松高に入学したとき、重松から東洋史の授業を受けた。魅力にとんだ講義で学問的開眼を与えた師匠であった。そして、重松先生が松山に戻ってきたとき、星野通が三顧の礼で講師のお願いに行った¹⁵⁵⁾。

以上の如く、星野通は、戦後民主的で優れた教員の採用に尽力していたこと

152) 『三十年史』42頁。

153) 神森智『回顧 松大の戦後70年』松温会での講演。

154) 『三十年史』110頁。

がわかる。

12月9日、GHQより「民主主義教育」に関する通牒があり、先の9月15日に決定した学科目改正案の再審議し、さらに検討することとした¹⁵⁶⁾

12月17日、衆議院選挙法が改正公布され、男女20歳以上に選挙権、25歳以上に被選挙権が与えられた。18日衆議院が解散され、1月に戦後初めての総選挙が予定された。

1946（昭和21）年1月4日、GHQは軍国主義者の公職追放指令を出した。この追放令の結果、1月の総選挙は延期され、2月25日、幣原内閣は、戦後初の衆議院選挙を4月10日に決定した。この戦後初の総選挙に対し、田中校長を代議士にすべく、教職員や卒業生が運動を始めた。ところが、選挙運動が軌道に乗りかけた途端、田中校長がGHQの公職追放命令に抵触する問題がおり、立候補をやめざるをえなくなったのである¹⁵⁷⁾

同年3月4日、戦争中本館・講堂を使用していた通信局が漸く移転した。

3月8日、応召されていた中国語の浜一衛教授が台湾から帰校した。他方、哲学の木場深定教授と中国語の三木正浩教授が退職した¹⁵⁸⁾。なお、木場教授は東北大学に転任された。

3) 1946（昭和21）年度

1946年度の校務も教務課長は大鳥居蕃が続き、生徒課長は伊藤秀夫が続き、庶務課長は増岡喜義が続き、田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。財団法人関係では伊藤秀夫が理事を務め、田中専務理事を補佐した。

4月16日、田中校長は先に軍部の圧力により学校を退いていた古川洋三を教職に復帰させた¹⁵⁹⁾

155) 星野通「重松先生の死を悼む」『筆ののすさび』140～142頁。

156) 『三十年史』110頁。

157) 増岡喜義「田中先生と新田家の思い出」『田中忠夫先生』145、146頁、「座談会 田中忠夫先生を語る」『田中忠夫先生』239頁。

158) 松山経済専門学校『学生新聞』創刊号、1946年5月1日。

1946年度の入学試験は、4月7日、本校では行なえず、松山商業学校（唯一戦災を免れた）を借りて挙行した。定員200名に対し、志願者は1,677名に達した。そして、4月14日に筆答試験の合格者649名が発表され、4月26日に口頭試験・身体検査が行なわれ、5月3日、261名の合格発表を行なった。¹⁶⁰⁾

そして、6月3日に入学式の予定であったが、文部省が「軍関係学校出身者生徒は在籍人員の1割以内とし、且つ追って指示あるまで入学式を無期延期せよ」との通達があり、入学式は延期された。¹⁶¹⁾

4月29日の教授会で、学科目の改正を決めた（4月実施）。1946年度からの新しい学科目は次のようになった。¹⁶²⁾

公民（倫理、文化史、哲学）、国語、化学、物理、数学、体操、英語、独・仏・華語、商業経済、経済地理、経済史、経済原論、経済政策、経済変動論、金融、財政、日本産業論、国際経済、統計、経営、簿記、会計、商業数学、珠算、事務用文、貿易実務、法学通論、民法、商法、経済法、原書講読。選択学科（保険、銀行、外国文学、親族相続法、社会政策、政治学、西洋史、会計監査、工業経営、外国経済、海運、農業政策）。

星野通の授業科目は、法学通論、民法、親族相続法とドイツ語と思われる。

5月1日には、松山経済専門学校の『学生新聞』が創刊された。その前身の『松山高商新聞』は1943（昭和18）年4月30日の第189号で廃刊を余儀なくされていたが、あらたに創刊された。編輯兼発行人は住谷磬（住谷悦治の次男）であった。創刊号では「自由を我等に」と題し、戦時中学生の自由や科学的真理の探究が抑圧されたことが、侵略戦争を聖戦として、学生の純真さを悪用し侵略戦争に駆り立て、好戦的日本人を作ったと深く反省し、一日も早く、学校

159) 松山経済専門学校『学生新聞』第2号、1946年6月1日。

160) 『三十年史』107頁。松山経済専門学校『学生新聞』創刊号、1946年5月1日。同第2号、6月1日。

161) 『三十年史』107頁。

162) 同、108～109頁。

を真理探究の殿堂として再建し、学校の民主化をはかり、今こそ目覚めて正義のために新生日本のために活動しようではないか、真実を追求し、人格の完成を目指し努力しようではないかという、大変格調高い論説を発表した。著者は吉田二郎（後の阪本二郎、一橋大学教授になる）であった¹⁶³⁾

5月7日には、教職追放の大綱に関する勅令（教職員の除去、就職禁止及び復職の件）が公布され、教職員の適格審査のため、本校では6月11日に2名の委員候補者（星野、伊藤教授）を選出し、四国地方高専学校集団長（高松経専校長）に通達した。以降適格審査が始まった。本校では、田中校長と浜田喜代五郎教授が対象となった。田中校長は翼賛壮年団の県役員であったこと、浜田氏は憲法学の論文が問題とされた¹⁶⁴⁾

6月1日に、『学生新聞』第2号が刊行された。末川博が「民主主義学園と生活」と題する論文を寄稿した。また、編輯子による「唯物史観」の解説文が掲載されており、戦後民主主義、社会主義の雰囲気学園にうかがわれる。当時3年生であった神森智先生の話によると「マルキシズム関係の書物は、戦時中は、『貸出禁止』の赤いラベルが貼ってあり、全く見ることはできませんでした。ですから、戦後は非常に新鮮で、同級生たちは皆、むさぼるように読んだものです」と述べられている（神森先生からの聞き取り）。

6月3日から毎週月、水、金の4ヶ月にわたり市民講座が道後国民学校にて開催され、星野通も登場した。星野は法律概論を講義した。他には吉田昇三が経済理論、高橋始が政治学概論、松本新八郎が日本社会史、特殊講義として住谷悦治がマルクスとエンゲルスを講義するなどした¹⁶⁵⁾

星野通は、戦後の激動の時代でも民法典編纂史の研究続けていた。戦時中の1943年9月にはダイヤモンド社から『明治民法編纂史研究』を出版し、翌1944（昭和19）年6月には日本評論社から『民法典論争史』を出版していたが、1946

163) 松山経済専門学校『学生新聞』創刊号、1946年5月1日。

164) 『三十年史』112頁、『田中忠夫先生』62頁。

165) 松山経済専門学校『学生新聞』創刊号、1946年5月1日。

年8月、「激しい社会的動揺の中に、独り静かに歩み来った苦行一路をふりかへ(り)」ながら、さらに新しい資料を用いて、『民法典論争史-明治家族制度論争史-』の原稿を校了した。星野は戦後のデモクラシーの時代に新しい観点によって民法典論争の全面的検討をしたが、「結論的には大なる変更を必要としなかった」と述べている。ダイヤモンド社の著書の本文は208頁、日本評論社の著書の本文は126頁であったが、この著書は312頁で基本はダイヤモンド社の著書の編纂史と日本評論社の『民法典論争史』をもとに大幅に加筆されている。なお、この原稿は、すぐには公刊せず、1949年6月になって河出書房から刊行された。書物の目次は次の通りである。

「はしがき

第一部 旧民法典

- (一) 何故フランス法律文化が受容されたか
- (二) 江藤新平の民法典編纂事業
- (三) 明治十年十一年草案成立の沿革

旧民法典編纂沿革

- (A) 民法編纂時代
- (B) 司法省民法編纂委員の編纂
- (C) 井上馨主催外務省法律取調委員会と民法典編纂
- (D) 明治二十年十月以後民法典成立時までの編纂経過
- (五) 旧民法典
 - (A) 編別内容
 - (B) 指導原理
 - (C) 欠陥

第二部 民法典論争史

- (一) 法典延期派と断行派
- (二) 法典論争緒戦

- (三) 商法典論争
- (四) 論争本格化とその成敗
- (五) 論争の原因
- (六) 断行派敗因
- (七) 論争の史的意義¹⁶⁶⁾

星野の原稿の内容をみると、第一部『旧民法法典』の(一)「何故フランス法律文化が受容されたか」は、星野通『明治十一年民法草案』松山経済専門学校商経研究会研究彙報第11号（昭和19年9月）の解題をもとにした加筆であり、(二)「江藤新平の民法典編纂事業」以降の編纂史はダイヤモンド社刊行の『明治民法編纂史研究』の第一編「明治初期民法典編纂史」、第二編「旧民法典編纂史」をもとにした加筆である。

ここでは旧民法典の性格について、特に身分法関係について、家族制度に関し、「形式的には戸主権制をみとめて、家制原理として従来の伝統的家父長制的大家族主義をそのまま伝承してこれを成文化した印象をあたへているが、仔細に検討すれば寧ろ実質的にヨーロッパ式の夫婦を中心とする小家族制を採用しているやうに見える…(立法者は)賢明にもかかる思切った封建的性格家制脱却の立法措置に出た」と言い、旧民法典はその「自由平等精神を基調とし、個人を封建的束縛より解放する極めて進歩的自由主義的法典である」(106頁)と述べ、その見解は戦後デモクラシー下の時点でも論旨に変化はなかった。

第二部の「民法典論争史」の(一)「法典延期派と断行派」もダイヤモンド社の第三編「民法典編纂史の一貫としての法典論争史」の第二「商法典及び英仏両学派」中の「英仏両学派」、ならびに日本評論社刊行の『民法典論争史』の第三節「フランス法学派とイギリス法学派」の大幅な加筆であるが、論旨に変化はなかった。

166) 星野通『民法典論争史－明治家族制度論争史－』河出書房、1946年8月。

第二部の(二)「法典論争緒戦」は日本評論社の刊行の第二章「民法典論争」の第一節「法典論争緒戦」の加筆、(三)「商典論争」は同書の第二節の加筆、(四)「論争本格化とその成敗」も同書の第四節「論争本格化とその成敗」の大幅加筆(35頁→52頁)、(五)「論争の原因」も同書の第五節「論争の原因、性格、史的意義」の加筆、(六)「断行派敗因」は『松山高商論集』第6号(西依・賀川両教授追悼記念号、昭和19年5月)「法典論争とわが伝統的家族制度」の加筆・転載であった。

第二部の(七)「論争の史的意義」はまとめであり、その要点は、旧民法典は葬り去られたものの、法典調査会をへて、比較法学的方法により近代的な現行法典への道を開いた点に歴史的意義がある。戦後の現在、家督相続における長子相続制、戸主権絶対性、親権父権の強大性、女性の賤卑観など数々の封建的性格が色濃く残っており、世の厳しい批判にさらされているが、しかし法典全体より見て編別編成から見て科学的合理的であり、法理的立法技術的にも高度に洗練されていてスイス民法に匹敵し得る近代的民法法典である、と結論づけている。

この著書について、少しコメントしておこう。

- ①この著書の校了は1946年8月であり、敗戦から1年しかたっておらず、そのような混乱期、社会の激動期の真っ只中において、これまでの研究をまとめたものとはいえ、このような大著を執筆したことは、星野通がいかに研究熱心で努力の人であったかが窺われるのである。親族の回顧でも、星野通は朝4時に起き、書斎の机に正座して晩まで勉強していたという¹⁶⁷⁾
- ②星野が民法典論争について最初の論文を執筆・発表したのは、『松山高商論集』第1号(1938年12月)であり、それを政治思想史的、社会思想史的に発展させたのが『民法典論争資料集(上)(下)』であり、さらにそれ

167) 宮下修一「『民法典論争資料集』の復刻作業について」シンポジウム「『民法典論争資料集』の現代的意義」松山大学法学部松大GP推進委員会編、2014年、129頁。

を發展させたのが『明治民法編纂史研究』ダイヤモンド社や『民法典論争史』日本評論社であるが、その時の論旨と殆ど変わっていないことである。星野通の研究上の首尾一貫性をみてとることができる。

- ③星野は旧民法典だけでなく、それを修正した明治31年の現行民法も「近代的民法法典」とまで言い、戦後直後の時点でも相変わらず高く評価しているのには違和感を感じざるを得ない。勿論星野は現行民法の有する男尊女卑、男子単独相続制等の負の側面について触れてはいるが、封建的家族制度への軽視が見られ、戦後民主主義が始まっているにもかかわらず、従来の見解の修正がなされていないと思う。

1946年9月1日、延期されていた新入生の入学式がやっと挙行され、1年生246名が入学した。田中校長にとって最後の入学式となった。田中校長の式辞は次の如くで、敗戦後の生活困難、動乱の時代への覚悟、民族の将来への希望、平和で幸福に生きる道を失わないこと、西欧文明の受け入れと我が国の固有文物の廃棄に臆病であってはならぬが、だからと云って文明の輸入と固有文物の廃棄に軽率であってはならず、その取舍選択に正しい態度をとるべく総合的叡知を持つように新入生を激励した¹⁶⁸⁾

また、星野通が新入生に対し歓迎の言葉を『学生新聞』第5号（1946年9月1日）に寄せている。それは次の通りである。

「職業的訓練のみを重視することは学府としての俗化墮落を意味する。徒に学問的權威を尊重し理論的思想的学科のみに傾倒するのは実際にうといテオレティカーを養成することになって実業専門教育の目的に反することとなるし、また高い教養を忘れ、ただ機械の様に能率的事務の処理のみの人間をつくるのは教育と言うものの本来的目的に背く。平凡な事だが、

168) 『学生新聞』第5号、1946年9月1日。

実業専門教育の理想はこの三者の程よき調和にある。僕達はこの三者の均衡を理想として進んで行きたいと思ふが、新入生諸君もよくこれに協力していただきたいと思ふ。学園共同体はボロニヤ大学的のみであっても駄目だし、またパリ大学式だけでもいけない」¹⁶⁹⁾

『学生新聞』編集子はまた、教授漫描を第5号に載せている。田中校長、高橋始教授、吉田昇三教授とともに星野通教授を紹介している。言い得て妙で、学生もよく教師の研究分野や人柄を見ている。それは次の通りである。

「民法典論争史で有名な星野教授は法学通論、民法、独逸語を御担当、学識声量豊かに立板に水を流すが如き、むしろ教授をやめて弁護士でもになった方がよささうな気持ちのいい名講義をなさる。大学教授の貫祿十分、その生涯かけての明治民法編纂史の御研究は今迄人の関心を払はなかつた此の方面に鋭いメスを振はれている。此れに依って博士号を得られる日も近いことであらう。また先生は釣りがお好き。勝負事が強く、将棋は初段の腕前、又音楽の御造詣深くその上有名な食通でもある。純然たる学者肌の先生の反面に斯くもヒューマニズムに富む半面のある所、先生の先生たる所以である」¹⁷⁰⁾

星野通は『学生新聞』第6号（1946年10月1日）に「身分法の行くべき道—改正民法の諸問題—」を投稿している。それは次の通りである。

「近く公布される新憲法 国民権利義務の章第二十四条に婚姻における両性の本質的平等と家族生活における個人の権威尊重を力強く宣言した規定がある。ワイマール憲法第百十九条に倣った規定とも考へられるが、ポ

169) 『学生新聞』第5号、1946年9月1日。

170) 同。

ツダム宣言第十項の精神に則って我等の日常の生活態度生活意識より封建性を拭ひ去り、新しい民主主義的傾向を日本国民の間に培養せんとする規定と見るべきであらう。

いきほひ、身分生活を支配する現行民法親族編相続編の改正が要請されることになって来るわけであり、政府は既に八月二十三日民法中改正案要綱を発表し、これが画期的な改正の意図あることを明らかにしているが、さて改正は大体如何なる方面に構想さるべきであらふ [か] ?

曾て旧民法典編纂に当っては、ヨーロッパ流自然法学期洗礼を受けた当時わが産業資本主義の勃興に起因して既にその萌芽を見せつつあった農村を中心とする大家族の分裂傾向に着目した聡明な同法編纂者達は、名目の上においては伝統的家族主義を尊重しつつも、実質的にはこれを骨抜きにして対等人格者の婚姻的結合を基調とするヨーロッパ的な個人主義的小家族主義をわが家制の指導原理として採用したのであった。この進歩的立法が日本歴史法学流と見られた当時のイギリス法学派、或は保守的政治家、国粹思想家等一連の旧論者の激しい反感を買って有名な法典論争を惹起することになったのであり、結果は周知の如く断行派敗退となって法典は握りつぶされ、法典調査会が設置されて新しく淳風美俗尊重の基礎にたつて伝統的な家族主義を原理的に採り容れた現行民法身分法が編纂されたのであったが、いまこの現行民法の大家族主義原理が吹きまくる時代の嵐の前に根底より動揺しているのである。

欧米的小家族主義が対等人格者の結合たる夫婦を以て一家の主要メンバーとなし、婚姻とともに始まり、途中子供を加へ、子供の独立婚姻によって夫婦のみの生活に還元し、夫婦の死亡によって幕を閉じる一代限りの婚姻共同体を以て家となすに反し、大家族主義は曾て基督教以前のヨーロッパにも存したと言はれるが、大体わが国特有の家族形態とも言ふべきものであって、家長を中心に血縁者によっていとなまれる永久の大生活共同体を以て家となるものである。即ち、家は敬神崇祖祖孫一体観的精神的

紐帯のもと祖先より我等に到り更に我等より未来の子孫にいたる世代を超越した血縁者により構成さるゝ永久的大家団であり、常にそれは一家の代表者統裁者であり、また祖先の霊の体現たる家長によって統裁される。かくしてこの家族形態においては一家の構成員は相互に如何なる親族関係にあつても一様に強大な家長権に服従し、夫権親権の如きも殆ど家長権に吸収されて独立の意義は喪失した観あり、家はただ家長即ち戸主によって統裁され代表され、職業も財産も家自体に属するものとされ、家族は個人としてよりは寧ろ家を通じ国家社会を構成することゝなるのである。当然の帰結としてかゝる家長権の強大性は必然的に家制の父権的性格を招来し、また家団の永久性は家団代表者統裁者たる家長地位の継承移転即ち家督相続制、長子単独相続制を生ぜしむることとなつて、家長地位はそのまゝ相続人に移転し、家産の意味を持つ家長財産も同時にこれに附随して移つて行くことゝとなる。しかしてこの父権的家长権制が或はわが国特有の女性卑賤観を生ぜしめて、女性殊に妻に不当きはまる隷属的地位を強ひることゝなり、或は程度を超へた強大なる親権を親に賦与することゝ、また長子単独相続制は次子以下に甚だしき財産的不利益をもたらすことゝなつて、わが国古来身分法をして殊に封建色濃きものとするのである。このような封建的性格は大家族制が純粹なればなるほど強烈となるものであつて、曾てわが国においては現行民法施行以前には大体これに近い大家制が不文法として行はれていたのであるが、法典論争直後に生まれた現行法典の身分法も淳風美俗尊重のスローガン下に行はれた立法であつた丈に、ヨーロッパ的小家族精神が相当加味され受容されたにもかかはらず、猶全体的に見て家団代表者統裁者としての戸主権は極めて強大で、家族居所指定権、家族婚姻或は養子縁組同意権等広範な家族拘束の権利となつて各所に現はれ、父権的性格に基く女性卑賤観は不当な夫権その他の規定となつて妻に隷属的地位を強ゆることとなり、法典財産法規の近代性にもかかはらず、身分法は時代おくれな封建的色彩濃ゆきものとなつていたのである。

そして今時代の急旋回とともにこの大家制原理がデモクラシーの立場よりきびしい批判を受けているのであるが、注意すべきは非難され、払拭されねばならないのは大家制自体ではなくて、その持つ封建的性格だと言ふことである。家族制度は個人の地位を、殊に女性の地位を不当に圧迫した。しかし、大家制の持つ親族家族共同体的性格は相互扶助のよき精神的勤学となって家族殊に婦女子年少者を庇護する、所謂安全装置となったのであり、また家団の永久的性格はわが国特有の敬神崇祖祖孫一体観的思想にマッチして、よく家をして祖先の霊います『心の故郷』たらしめているのであって、この二点わが家制の美点として末永く温存さるべきものと言ひ得るであらう。ただ戸主権の強大性、女性卑賤観、この二点こそは民主主義的新日本がその名誉にかけて払拭せねばならないわが身分法の顕著な封建性なのである。わが家制には功罪両面がある。いまこそわれらは衆知を動員し、周到巧妙なる立法技術によって身分法封建色の一掃につとむるとともに、よくこれと矛盾せざる範囲において伝統家制の長所を保持して行かなければならないのである」¹⁷¹⁾

この一文について、少しコメントをすると、星野通は、旧民法と現行民法との違い、現行民法、特に身分法の封建的特質（戸主権の強大性、女性卑賤観）を述べ、その一掃を主張しており、新憲法の公布を前にして、民主的民法の制定を論じているのが注目される。新憲法公布を前にして、漸く星野通は従来現行民法への自己の見解の修正－明示はしていないが－を図ったと見てよい。

9月に入ってから田中校長は教授会に辞意を表明し、後任校長の選出を依頼されたようである。それに対し、9月21日増岡先生が温山会を代表して上京し、適格留任を求めて陳情運動を行なった¹⁷²⁾

171) 『学生新聞』第6号、1946年10月1日。

172) 『田中忠夫先生』62頁。

10月29日の教授会において、田中校長は、自らの適格審査の結果不適格と判定されたことを報告した。不適格の理由は、戦時中翼賛壮年団の役員（愛媛県支部の副支部長）になっていたことであった。この校長報告に対し、伊藤秀夫教授が教職員一同を代表して再審査の申請手続きをとりたいとして、再審査の請求、人格証明等の努力を行なったが、無駄であった¹⁷³⁾

11月3日、新生日本の象徴たる新憲法・日本国憲法が公布された。全国で祝賀行事が行なわれた。本校では午前8時より、田中校長始め各教授、生徒一同が会し、式典を挙行了した。

11月19日の教授会を最後にして田中先生は謹慎した¹⁷⁴⁾

なお、11月、体育の比嘉徳政教授が一身上の都合から退職し、郷里沖縄に戻られた¹⁷⁵⁾

他方、田中校長は最後の人事として、11月に三好俊夫（神戸商業大学卒。経営学）を教授として¹⁷⁶⁾12月に越智俊夫（東京帝大法学部政治学科卒。商法。後、松山商科大学長に就任）を教授として採用した¹⁷⁷⁾

12月、星野通は理事会により財団法人の理事に選任された¹⁷⁸⁾西依六八（故人）、伊藤秀夫に次ぐ教員3人目の法人理事であった。年齢、経歴からいって順当な人事であった。

1947（昭和22）年初め頃から学制改革（6・3・3・4制）の方針が明らかになるにあたり、学生たちの間に本校の将来を憂える機運が生じ、1月23日、学生大会が開催された。3年生の榎本喜一を議長にして、3年生の吉田二郎（後、阪本二郎）が大学昇格運動について、「私学として全国経専に頭角をあらわす本校も戦災により本館、加藤会館を除く木造館は全焼、併せて深刻な

173) 『三十年史』113頁、『田中忠夫先生』62頁。

174) 『田中忠夫先生』62頁。

175) 『学生新聞』第7・8号、1946年12月1日。

176) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」。

177) 越智俊夫教授追悼号の略歴から。

178) 『三十年史』231頁。

る現インフレ下に造築も困難となる。しかるに四国四県下の高専いずれも猛烈なる大学昇格運動を開始す。今にして本校の将来まことに憂慮すべき事態に立ち至る。よろしく全学生の熱烈なる与論の反映により学校当局へ運動を陳情せん」と提案理由を述べ、実行委員を選出した¹⁷⁹⁾

また、教授会側でも学制改革問題に取りくんだ。2月1日には増岡喜義庶務課長より、教授会に次のような上京報告があった。

「学制改革問題は目下中央にて審議中につき確実なことは判明せぬが、…大学は講座制とし一講座に教授、助教授、助手を置くこと。各教授に研究室を設け、図書館を充実すること。要するに新制大学の設置は現在の大学（旧制大学）に準ずる施設を要する。現在の専門学校は、先ず新制高校として発足し、内容を充実した後、大学に昇格する方が順当なるべしとの説もある。文部省からの復興補助金は見込みはないが、低利資金貸し付けは見込みがある、云々」¹⁸⁰⁾

この報告を受け、校内に「学制改革（研究）委員会」を設けることにした。学制改革問題が熱を起し始めている中、1947（昭和22）年2月20日、田中校長は公職追放により、正式に辞職した。また、浜田喜代五郎教授も辞職した。

そこで、第4代の校長を選出することになり、2月20日、伊藤秀夫教授を4代目の校長及び専務理事に選んだ。

伊藤秀夫を校長に選んだ理由について、『三十年史』は次のように述べている。

「田中氏の校長辞任の善後策として、教授会では後任候補者は『学内よりこれを求めること』とし、教授会と事務員会とは適宜連絡しつつ、それ

179) 『五十年史』231、232頁。

180) 『三十年史』117頁。

ぞれ別個に意見を具申することになったが、衆目の見るところ、学内の最年長教授であり、また、故西依教授の後を受けて当時すでに財団理事の一人でもあった伊藤秀夫氏が、両会の圧倒的支持により校長候補に推薦され、2月20日付を以て第4代校長に就任した¹⁸¹⁾

このように、戦後の校長選びにおいては、教授会のみならず、事務職員の意見も聞いていたことが分かり、戦後民主主義の現れであった。

第4節 伊藤秀夫松山経済専門学校長時代

伊藤秀夫は1947(昭和22)年2月20日、第4代松山経済専門学校長に就任した(以下、伊藤校長と略)。また財団法人の専務理事も兼務した。この時63歳であった。伊藤校長は就任の談の中で、故加藤聖校長、田中名校長等の進路を忠実に守り、日本一の経済大学に発展せしめていく覚悟を表明した¹⁸²⁾

そして、この時から大学昇格の運動が始まった。

伊藤新校長下の校務体制は、教務課長は大鳥居蕃が続け(1934年10月～1949年4月)、生徒課長は戦後復職した古川洋三が伊藤秀夫の後任として就任し(1947年3月～1948年1月)、庶務課長は増岡喜義が続け(1943年3月～1952年7月)、伊藤校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた(1936年5月～)。また、星野通が財団法人の理事を続け(1946年12月～)、伊藤専務理事を補佐した¹⁸³⁾

1947(昭和22)年3月2日に第22回(経専)卒業式(高商から数えて22回目)が、伊藤新校長の下で行なわれた。経専の第1期生(1944年=昭和19年4月の入学者)の卒業の年であり、229名が卒業した¹⁸⁴⁾ 神森智(後、松山商科大学・松山大学学長)や北川忠彦(北川淳一郎の子息。後、天理大学教授、

181) 『三十年史』112頁。

182) 松山経済専門学校『学生新聞』第10号、1947年2月1日。

183) 『三十年史』115頁、195頁、231頁。『六十年史(資料編)』129～130頁。増岡喜義教授退職記念号の略歴より。

京都女子大学教授）、吉田二郎（阪本二郎。後、一橋大学教授）、高田一（後、灘の銘酒メーカー社長）、中谷哲郎（後、北九州大学長）、仙波恒徳（後、大分大学教授）ら錚々たる人たちがこの年に卒業した。なお、同期の住谷磐（後、同志社大学教授）は病気で1年留年し、翌年卒業する。

同年3月31日、第1次吉田茂内閣下の第92帝国議会に提案され可決された教育基本法と学校教育法が公布・施行された。

教育基本法はその前文で「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育のちからにまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するために、この法律を制定する」とし、その第1条で教育の目的を明示した。それは「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」というものであった。

また、学校教育法はその第5章で大学について定め、第52条で目的を明示した。それは「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めた¹⁸⁴⁾

この教育基本法と学校教育法の精神は、学校関係者に新鮮で感動をもって受けとめられたであろう。とくに、リベラリストであり、自由と平和を望み、個

184) 『三十年史』113頁。昭和36年9月7日に文部省に申請した『松山商科大学（経済学部、経営学部）設置認可申請書』の資料に大正15年の第1回から昭和35年度までの卒業生数が掲載されているが、そこでも229名であり、また『温山会名簿』でも229名である。なお、『六十年史（資料編）』141頁では226名で何故か少ない。

185) 『五十年史』234～236頁。

性尊重、教養教育重視を人生観としていた伊藤校長にとっては感動ひときわならぬものであったと推察される。また、星野通も同様であったと思われる。

そして、この学校教育法の施行により、学校教育体系は6・3・3・4制となり、全国各地で高校、専門学校では、修業年限4年の新制大学昇格にむけ、運動がなされることになった。

なお、伊藤校長は教員人事として、3月に山内一郎（本校の卒業生）を英語の教授として採用している。谷野芳輝（1945年11月赴任、1947年3月退職、英語）の後任であった¹⁸⁶⁾

1) 1947 (昭和 22) 年度

本年度の校務は、教務課長は大鳥居蕃、生徒課長は古川洋三、庶務課長は増岡喜義が続け、伊藤校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた（1936年5月～）。また、財団法人面では星野通が理事を続け（1946年12月～）、伊藤専務理事を補佐した。

伊藤校長下の1947（昭和22）年度の松山経専の入学試験が3月27、28日の両日、本校、京都、福岡の地において行なわれた。定員は200名で、志願者は1,660名であった¹⁸⁷⁾本年度の入試から男女共学となったが、女子の受験者はわずか3人にすぎなかった¹⁸⁸⁾学科試験は従来の英語や簿記に偏在することのない一般的、基礎的学力を問うものとなった。4月5日に合格発表がなされた¹⁸⁹⁾

4月15日から新学期が始まった。それに伴い、本学を4年制大学に昇格す

186) 山内一郎は1903（明治36）年1月14日愛媛県生まれ、1927（昭和2）年3月松山高商を卒業し（第2期卒業）、九州帝大文学部に進み、1930（昭和5）年3月卒業、文学士。1930年4月から7月まで松山高商の非常勤講師（英語）。1934（昭和9）年3月から松山中学教諭、1947年1月から進駐軍の民事検閲事務局検閲員兼翻訳官を勤めていた（山内一郎教授退職記念号の略歴、『三十年史』の「補遺松山高等商業（経済専門）学校、松山商科大学現（旧）教職員名」、また、松山高商第二十二回生機関紙『石鉄』創刊号、1947年8月などより）。

187) 『三十年史』113頁。

188) 松山高商第二十二回生機関紙『石鉄』創刊号。

189) 『学生新聞』第10号、1947年2月1日。

る運動が熱を帯びてきた。『学生新聞』第11号に次のように記されている。

「新学制に対処する本校の立場は世人一般の注目的となっていたが、新学期と共に一路復興及び大学昇格を目標に教授、生徒、先輩一貫となって一大運動をまき起こすこととなり、生徒復興昇格委員会とすでにその結成を見たが、学校側と呼応して生徒間から自主的に盛り上がった復興昇格委員会の生まれるまでのいきさつを振り返って見よう。

4月15日新学期開始と共に俄然一部の生徒間から再び学校復興昇格に関する運動の気運が芽生えて来た。前学年において一応復興運動が起り委員会も定まったが、試験その他によって、中断され今日まで何ら具体的事業を行うに至っていなかった。併しながら、新しい学年と共に更に新しい強力なる運動がわき起こって来た。先ず各クラス委員の改選が終わるや、連日委員会が開かれ、復興昇格に関する種々の積極的意見が闘わされ、委員会の方針が定まった。二十日に本年度第一回の学生大会が行われる事になった。集合した者は僅に三分の一に過ぎなかったが、皆熱心に真剣に、生徒として何を為すべかを討論した。先ず三年生岩田君が壇上に上って母校愛をふるい起し、今あらゆる困難に直面している本校を我々生徒自身の力で復興し大学に昇格せしめようではないか……」¹⁹⁰⁾

このように、学生の間から大学昇格への気運が湧き上がるなど、学生の意識水準の高さ、熱意を感じることができよう。そして4月20日に学生大会を開き、「松山経専生徒復興昇格委員会」を結成することを決めた¹⁹¹⁾

4月25日の教授会では、大鳥居蕃教務課長より中四国地区高専校長に対するGHQ「新学制に関する講演会」（岡山市）に出席した報告がなされ、また増岡喜義庶務課長より本校が大学昇格の場合の設備計画の概要について説明がな

190) 『学生新聞』第11号、昭和22年5月20日。

191) 同。

された¹⁹²⁾

4月26日、1947年度の入学式が本校講堂において挙行され、279名が入学した¹⁹³⁾。伊藤校長の式辞のあと、大鳥居蕃教務課長、古川洋三生徒課長が新生に注意事項を述べている¹⁹⁴⁾

5月1日、学生側が「生徒復興昇格委員会」を発足させ、湊町、大街道に天幕を張り「高商商店」を開店し、氷や文具の販売等を行ない、また、5月24日には世界的ソプラノ歌手原信子独唱会を成功させるなど種々の活動をはじめた¹⁹⁵⁾

5月20日、伊藤校長は松山経専復興委員会を「松山経専復興昇格委員会」に改称した。そして、復興計画の策定が行なわれた。復興計画は、①校舎の再築約630坪、316万円、②研究室設置および食堂新築、100万円、③図書館の拡張と図書の購入、100万円、④備品整備、84万円、総額600万円。その財源として⑤父兄から年60万円、3箇年で180万円、⑥温山会からの寄付140万円、⑦新田家寄付100万円、⑧戦災保険金40万円、⑨县市その他からの補助及び寄付140万円、計600万円が予定された。そして、それぞれ委員が選ばれた。その任務分担は次の如くであった¹⁹⁶⁾

委員長 星野教授

総務部委員（庶務、会計、企画、推進） 星野教授、増岡教授、野間書記

建築部委員（諸建築、資材、備品） 増岡教授、太田教授、野間書記

資材部委員（資金調達）

後援会関係 川崎教授、太田教授、増岡教授

父兄会関係 古茂田教授、高橋教授、古川教授

192) 『三十年史』117頁。

193) 同、113頁。

194) 『学生新聞』第11号、昭和22年5月20日。

195) 『五十年史』240頁。『学生新聞』第12号、昭和22年6月25日。

196) 『三十年史』117～118頁、『五十年史』239～240頁。

温山会関係 三好教授，山内教授，俊野書記，光宗書記
宣伝事業部委員（生徒催物，新聞宣伝）

浜教授，吉田教授，山内教授，村田講師
調査部委員（学制調査研究，文部省との連絡）

大鳥居教授，越智教授，吉田教授，黒田書記

このように，松山経専を大学に昇格させる活動の中心に星野通が選ばれた。星野通が本格的に校務に登場した。

6月，伊藤校長は東京にて開催の全国私立高等専門学校協議会に出席した。帰校後，伊藤校長は，大学昇格は教室，図書，教授陣の点で問題はないが，学生の質的向上が課題だと述べた¹⁹⁷⁾

6月22日には，「松山経専復興昇格委員会」主催の下，元本校教授で現・夕刊京都新聞社社長の住谷悦治氏を迎えて，「社会主義と共産主義」の演題で講演会を行ない，多数の学生，市民が押し寄せた¹⁹⁸⁾

7月10日，教授会は「松山経専昇格及び復興後援会会則」並びに「大学設置趣意書」原案を審議した。

そして，7月29日，県民一般の助力を仰ぐため，県下の有力者を中心に「松山経専復興昇格後援会」を結成した。後援会長には伊予鉄社長の武智鼎氏に就任してもらった¹⁹⁹⁾

7月31日，教授会に東京で開催された専門学校長会議に出席した伊藤校長より大学昇格問題情報の報告がなされた²⁰⁰⁾

9月2日，教授会は「大学設置基準」，特に学科目内容及び組織について研究審議をした。

9月12日，『学生新聞』第14号が秋の読書特集として如何に読むべきかを

197) 『学生新聞』第12号，昭和22年6月25日。

198) 『学生新聞』第13号，昭和22年7月1日。

199) 『五十年史』240頁。

200) 『三十年史』118頁。

各教授に聞いている。他の教授とともに星野通も一文を寄せた。星野は朝日新聞社刊行の渡辺紳一郎著『スウェーデンの歴史を散歩する』を紹介している。国民の殆どが中流生活を営み、高度の文明の恵沢に浴している理想国スウェーデンの紹介であり、敗戦国日本の再建に参考となるうというものであった²⁰¹⁾

10月4日、星野通は教授会に対し、福岡市で開催された私立学校総会西日本本部会での大学昇格問題情報の報告を行なった²⁰²⁾

10月、文部省は大学設立基準試案を全国大学連合協議会に示した。それは、大学において修める学科は一般教養科目と専門科目に分かれ、専門科目はさらに一般専門科目と特殊専門科目に分けられている。一般教養科目は、A社会科学(法学、政治学、経済学、社会学)、B人文科学(歴史学、哲学、倫理学、教育学、日本文学、東洋文学、人文地理学、外国語)、C自然科学(数学、物理学、化学、地理学、生物学)で、それぞれ2科目以上合計10科目以上履修すること。経済学部の場合、一般専門科目は経済原論、経済史、経済政策、財政学、統計学、経営経済学、憲法、民法、社会科学概論、演習、計10科目、特殊専門科目は経済学科の場合、経済学史、経済変動論、社会思想史等12科目以上開設、商業学科の場合、簿記、原価計算、会計学、生産管理等12科目以上開設すること、学生は一般専門科目から7科目以上、特殊専門科目から8科目以上履修する、というものであった。

そして、本校の大学昇格構想もこの案に沿ってなされることになった。総務部委員の増岡喜義教授は、新制大学の構想も大分明瞭になったので、本校ではすでに教授会で教授科目や校舎について検討した結果、「十分にやっていける自信を得るに至った」と述べている²⁰³⁾

10月10日、高商創立24回目の記念日である。伊藤校長は創立記念日にあたり、学生諸君に対し、本校が内外に高く評価されているのは三恩人のおかげ

201) 『学生新聞』第14号、1947年9月15日。

202) 『三十年史』117～118頁。

203) 『学生新聞』第15号、1947年10月28日。

と感謝すると共に、三恩人が描いた理想以上の大学づくり、新憲法下の文化的平和国家の建設に貢献できるような大学にならねばならないこと強調し、本校がこれまで掲げてきた教育の理想（三実主義）を一層高度に実現し、学問を学び教養を身につけた人格者、有能なる職業人、スポーツマンシップを体得した気品ある紳士たるべく、挨拶文を送った²⁰⁴⁾

なお、伊藤校長は教員人事として、1947年9月二神春夫（本校の卒業生）を英語の教授として²⁰⁵⁾10月に作道洋太郎（本校の卒業生）を経済史等の教授として採用した。作道の採用は星野通の推薦であった²⁰⁶⁾

1947（昭和22）年12月22日、日本国憲法の基本原理に基づいた改正民法が公布された。民法は、第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続の5編で構成されているが、そのうちの身分法関係である第4編、第5編を中心として、改正が行なわれた。それは、家制度、戸主権の廃止、家督相続の廃止と均分相続の確立、婚姻、親族、相続などにおける女性の地位向上などが主要な内容である。星野通にとっては感無量であったと思われる。

1948（昭和23）年1月15日の教授会で、「四国総合大学」が話題にのぼるも、本校は従来どおり単科大学で進むこと、なお、新田家とも連絡協議することを決定した²⁰⁷⁾

2月5日に、星野通は1年半前に校了していた『民法典論争史－明治家族制

204) 『学生新聞』第15号、1947年10月28日。

205) 二神春夫は1909（明治42）年3月3日愛媛県生まれ。1932（昭和7）年3月松山高商を卒業し（第7期卒）、九州帝大文学部に進学し、1935（昭和10）年3月卒業。文学士。二神春夫は伊藤秀夫の校長就任に伴う英語担当教員の後任と思われる。

206) 作道洋太郎は1924（大正13）年9月23日松山市に生まれ、1942（昭和17）年4月松山高商に入学、1944（昭和19）年9月卒業（松山経専第20期卒）、同月九州帝国大学法文学部経済学科に入学し、1945（昭和20）年1月大学在学中、特別甲種幹部候補生として東京陸軍経理学校に入隊（伍長）、1945年9月大学に復学し、1947（昭和22）年9月九州大学を卒業した。同年10月作道は星野通の推薦で本校教授に赴任した（「作道洋太郎博士還暦記念論文集」『大阪大学経済学』第35巻第1号、1985年6月、長沼直行「親友・作道洋太郎君を偲んで」『温山会報』第50号、平成19年より）。作道氏の妻愛子さんは星野通の妹堀博子（星野通の松山中学時代の2級下の堀新一郎に嫁ぐ、商大事務職員）の娘（神森先生よりの聞き取り）。

207) 『三十年史』118頁。

度論争史-』の原稿を河出書房に提出した（出版は1年以上遅れて1949年6月となる）。

3月2日、伊藤校長の下、第23回（経専）卒業式を挙行し（高商から数えて第23回）、310名が卒業した²⁰⁸⁾このとき、住谷馨が1年遅れ（病気のため）で卒業した。

星野通は卒業生に次の如き送別の辞を贈っている。

「巣立っていく諸君の中には大学に進み学問にいそしむ人もあるでしょうが、実社会に飛び込んで行く人が大部分でしょう。だが、諸君が忘れてならないことは自分が職業人である前に時代を担う知識人、文化人であることです。そして読書こそ諸君にとって生涯切っても切れない宿命です。つとめて閑暇をつくって読み、深く考える、これを終生わすれないで欲しい。その中で古典的価値ある書物を読むことです。三木清も言っているように、古典、良書を繰り返し繰り返し味読して、思想性格のよき知識人になって頂きたい（1948年2月25日）」²⁰⁹⁾

3月5日、星野通は雑誌『四国文化』に「新民法と人間解放」と題した一文を寄稿している。その大要は次の通りである。

「敗戦を機とする時代の民主主義的転換とともに新しい憲法の公布実施となって、国内の隅々にまで巣くっている封建的なもの専制的なものが払拭されることになり、今度の民法親族編相続編の全面的改正もこの人間性尊重、女性尊厳性回復の線に沿って行なわれたわけで、新憲法第24条『婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基

208) 『三十年史』113頁。なお、文部省への『申請書』では309名、『温山会名簿』では312名、『六十年史（資料編）』では299名である。

209) 『学生新聞』第18号、1948年3月5日。

本としての相互の協力により維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては法律は個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚して制定されなければならない』の具体化に他ならないのです。

明治維新は封建的支配の末端部をしめていた下級武士や公卿たちが主体となって行なわれたものであり、種々の封建的性格を精算しきれず国家主義的色彩も濃厚であり、民主革命としてはまことに徹底さを欠いたものでした。新政府の指導者が士族出身の官僚によって占められていたことはせっきくの文明開花も多分に封建的要素を含み、いつまでも根を張り、封建思想道徳は長く人々の頭を支配し、今日まで我が国の民主主義の正常な発展を妨げてきたのでした。

民主主義的自由主義的なものの指導育成が国家官僚の手によって行なわれたことは、自然に民主主義自由主義と国家主義官僚主義のアブノーマルな結びつきをかもしだし、我が国家体制・社会体制の上に国家主義・専制主義的なものを残すことになった。近代国家のベールをかぶりながら封建的専制的なものを内包していたのが、最近までの我国の実情でした。

我国の民法編纂事業は民主的なものと封建的国家主義的なものとの混淆相剋の極めて激しかった明治初中期に行なわれたもので、最初できた民法典・旧民法は当時最も進歩的な自由主義法曹によって編纂されたもので近代市民法典の母と言われるフランス民法を母法とする極めて自由主義的な、しかも身分法領域ではヨーロッパ流の夫婦中心の家族制度を採用するなど思い切った進歩的な法案であったが、保守反動の時代に突き当たって法典は永久に葬り去られたのでした。

そして淳風美俗尊重のスローガンのもと再び編纂実施されたのが明治31年7月以来現在まで行なわれている現行民法で、現行法典は財産法、取引法分野においてこそ近代ヨーロッパ市民法に倣って自由主義を指導原理として取り入れ、よくわが近代資本主義発展の法的基柱たる役割を果し

ているが、親族法、相続領域は徳川以来の伝統的大家族制度の面影を濃くとどめてきたのでした。

新しい民法親族、相続編はその伝統的大家族制度の持つ封建制、即ち個人人格無視、男尊女卑の2性格を一掃することを目的として生まれたもので、従来の戸主中心の家制度を廃止して、強大な戸主権より家庭を解放すること婚姻規定を中心に根を張っている女性卑賤的規定を廃止して両性を平等的立場に置く身分法分野の民主化をはかることを眼目としているのです。民法上の家は戸主となっているものと家族となっているものによって構成され、戸主が家族を強大な支配下に置く法律上の擬制的人的集団で、人が現実同一家屋で共同生活をしているか否かとは無関係に成立存続するものです。そして、この法律上の家と現実の家族生活が一致せずしかも日本民主化を阻む大きい素因となっていたので今回新民法によって廃止を見るに至ったのです。

徳川封建制下においては家は知行俸禄を受ける官職の主体であり、農工商民にとっても経営・生産の主体としての役割をはたし、家は強固な家長権によって統裁されていました。

ところが明治維新以降、家は官職の主体としての性格を失い、また近代資本主義の勃興とともに企業主体、生産主体としての性格を失い、次第に夫婦を基調とした消費主体の小家族に分裂してきました。資本主義の発展により家内工業は没落の一路を辿り多数の自営業者は賃労働者になりました。また、農村住民も都市の近代工業や鉱山、土木業へと職を求めて流出し、都市も農村も徐々に家の解体が始まったのです。

ところが、淳風美俗維持の目的で実施された現行民法は、親族法、相続法の分野で封建的色彩の濃厚な伝統的大家族制度を家制原理として取り入れたため—勿論徳川封建制そのままの家制のみでなく、ヨーロッパ的な個人主義身分法理も摂取され適当な調和がなされていますが、全体的にみて原理的に伝統的大家族主義が採用されています—、現実の家と法律上の

家は食い違った存在になってしまったのです。

現実の家と符合しなくなった民法上の家は強力な戸主権で家族を支配し得る封建的仕組みになっていて、家族は常に戸主の支配に隷従する情けない地位に置かれ、また財産は家督相続の名において長子が単独相続し、他の家族員は殆ど分配に預からないという有様です。また夫婦関係も財産面、子の親権面、離婚面において夫に比し著しく不利な立場に置かれているのです。要するに現行民法は個人尊厳無視、女性卑賤の封建的性格が露骨にあらわれているのです。

改正民法の親族、相続法は従来の親族面、相続編の規定していた家を解体して現実の親族共同体と法律上のそれを合致させるとともに、戸主権廃止を断行して家族解放を行ない、或いは夫権より妻を解放して憲法の掲げる民主主義的理想たる個人の尊厳、両性の本質的平等を実現したのであり、まことにエポックメイキングな進歩的立法といわねばなりません。

改正親族法では戸主が統裁し、世代を超えていつまでも存続する永久的な親族大生活共同体たる家を認めていません。それに代わって夫婦を主要メンバーとしそれに未婚の子女が加わって構成される婚姻中心の一代限りの親族生活共同体が登場することになりました。また親子関係においても従来の封建的支配の意味を持つ親権はなくなり、子女の養護教育を目的とする義務的意味を持つ親権となっています。また当事者の自由意思を尊重さるべき婚姻について成年者に関する限り良心の同意は不要となりました。妻の姦通は離婚原因となるが夫の不貞行為は離婚原因にならぬという従来の不平等はなくなりました。長子単独相続制は廃止され、均分相続となりました。配偶者も相続人となりました。

従来の民法の封建的性格は新法によって全面的に払拭されました。しかし、日本の家族制度の持つ封建制は長年にわたる男女両性の生活態度生活感情に巣くう封建制、後進性、無自覚に由来するところ大なるものがあります。今後、政治経済文化のみならず家庭生活において一切の封建的要素

の払拭に男女ともに鋭意協力することが肝要です。かくして、人間解放、両性本質的平等という民主憲法の理想の炬火の完全な実現の火が来ると思っています。両性相互の責任まことに重いと申さねばなりません」²¹⁰⁾

この一文について、少しコメントしておこう。

星野通は昭和22年の新民法の戸主権の廃止、人間解放、女性の尊厳回復、男女同権の民主的性格を強調し、他方明治31年の民法の身分法関係は「個人尊厳無視、女性卑賤の封建的性格」と述べている。それまでの星野の見解（例えばダイヤモンド社の『明治民法編纂史研究』）では「旧慣美風とヨーロッパ個人主義の調和が努力された身分法においても寧ろヨーロッパ的色彩濃く」（同著、203頁）、謂わば、封建性と近代性の二面性があるが、どちらかと言えば近代的法典との論を主張していたのだが、ここでは全体としては「封建的性格」とし、事実上自己の見解を修正しているといえよう。

3月18日、星野通は九州大学法学部にて「明治民法編纂史研究」で法学博士の学位を授与された。未見であるが、恐らくは、ダイヤモンド社刊行の『明治民法編纂史研究』と同名ゆえ、それをもとに改訂したものと思われる。本校博士号の第1号である。九州大学に出したのは、同大学に青山道夫教授がいたためであろう。

3月、伊藤校長は新教員として前大連高商教授の伊藤恒夫を経専教授（倫理学・教育学の担当）として採用した²¹¹⁾。なお、失業中であった伊藤恒夫の採用を口添えしたのは星野通であった。

210) 星野通「新民法と人間解放」『四国文化』、昭和23年3月5日。『筆のすさび』所収。

2) 1948（昭和23）年度

本年度の校務は、教務課長は大鳥居蕃が続け（1934年10月～1949年4月）、生徒課長は1948（昭和23）年1月から古川洋三に代わって古茂田虎生が就任し（～1952年5月）、また、庶務課長は増岡喜義が続け（1943年3月～1952年7月）、伊藤校長を補佐した²¹²⁾ 図書課長は星野通が続けた。また、法人経営面では、星野通教授が理事を続け（1946年12月～）、さらに大鳥居蕃教授も理事となっており（1947年9月～）、伊藤専務理事を補佐した。

本年度の最大の課題は経専の大学昇格問題であった。「復興昇格委員会」の委員長は星野通であり、星野は伊藤校長（専務理事）、大鳥居理事、増岡教授（庶務課長）らとともに活動した。

1948年度の経専の入試が、3月に行なわれ、志願者は1191名（うち女子4名）で、3月24日に合格発表がなされ、合格者は278名（うち、女子4名）であった²¹³⁾

4月初めに、入学式が挙行され、278名が入学した²¹⁴⁾ 伊藤校長の式辞は未発見である。

4月15日、復興昇格計画のうち、①の校舎2号館（木造モルタル、2階建。本館の南西側）、4号館（木造モルタル、平屋建。本館の西側）が竣工した。しかし、ともに、旧2号館（1939年完成。戦災で焼失）、旧4号館（1942年完成。戦災で焼失）には及ばなかった。

211) 伊藤恒夫は1912（明治45）年1月3日、秀夫の長男として生まれ、松山高等学校を出て、1931（昭和6）年4月京都帝大文学部哲学科に進み、36年3月に卒業。37年3月大連高等学校教授、41年4月大連高等商業学校教授に就任していた。敗戦の直前8月1日応召入隊。敗戦で捕虜となり、2年間シベリア捕虜生活。1947年8月帰還。失業中の身であったが、1948年3月星野通教授の口添えて経専教授として採用された（伊藤恒夫教授退職記念号の略歴、『三十年史』補遺、伊藤恒夫「星野通先生を偲ぶ」『明教』第7号、『松山商大新聞』第38号、1952年4月などより）。

212) 『六十年史（資料編）』129頁。

213) 『三十年史』118頁。但し、同書113頁では志願者は1,161名となっており、当日欠席があったものと思われる。

214) 『三十年史』113頁。

4月22日、大鳥居、増岡両教授が神戸市に出張し、神戸商科大学（県立神戸経専）にて大学設置認可申請様式その他を調査した。また星野教授も京都に出張し、同志社経専にて諸事情を調査した²¹⁵⁾

このうち、神戸商科大学は、1948年4月、全国最初の公立新制大学としてすでに発足していたので、訪問したものと考えられる。神戸商科大学の前身は、1929年4月開設の兵庫県立神戸高等商業学校であり、1944年4月兵庫県立経済専門学校に校名変更し、敗戦を迎え、1948年2月28日文部省に大学昇格のための申請書類を提出し、3月25日認可を受け、4月発足していた²¹⁶⁾神戸商科大学は商経学部の1学部で、学科は経済、経営の2学科体制で、学則、授業科目がすでに出来上がっており、大いに参考になったものと考えられる。又、同志社経済専門学校は1922年に同志社専門学校高等商業部として発足し、1931年4月に同志社高等商業学校として独立、1944年に同志社経済専門学校に名称変更し、1948年新制同志社大学が発足し、翌1949年商学部として発足した。

4月24日、伊藤校長から教授会に、四国4県の会議で四国連合大学（国立のみ）、四国協定大学（公私立参加）など、いろいろな考え方が出ているとの報告があった²¹⁷⁾

なお、本校は単独昇格の方針であったが、この時期、県内、四国において「四国総合大学案」が出てきて、また、本校の国立移管が強要され、本校は混乱させられている。その状況について、『三十年史』の記述を引用しておこう。この箇所の執筆者は増岡喜義である。ただし、松山経済専門学校側からの見方であり、若干割り引いておく必要がある。

「本校はいち早く単独昇格を決定、活動に入ったのであるが、その当時

215) 『三十年史』118頁。

216) 神戸商科大学『神戸商科大学五十年史』昭和54年。

217) 『三十年史』118頁。

（22年春）大学昇格は官公私を通じ全国高専校共通の希望であって、われもわれもと昇格運動に狂奔する様を見かねてか、或は進駐軍の意をうけてか、文部省は全国を八つか九つのブロックに分け、それに一つづつ総合大学を設けるとする案をたてたという噂が伝えられた。そこで全国道府県は、これが招致に懸命の努力を傾け、後になって考えると実に滑稽というべき程の政治運動を起した。四国にも一つの総合大学が設けられるというので、各県から知事以下多数の委員を出して四県共同委員会を設け、四国誘致に狂気じみた猛運動を起すと共に、四国の何処に之を設置すべきかを調査研究した。ところがこの委員会では四国へ誘致する運動よりも、寧ろ四国の何処に之を設置するかという問題が主眼となって仕舞い、各県は自県に誘致しようとして、種々の駆け引きをなし、我田引水論を飛ばして混乱を極めたようであった。愛媛県委員（その中には本校校長も加わっていた）は本県には既に七校に及ぶ高等専門学校（国立の松山高校、愛媛師範、青年師範、新居浜工専、県立の農専、私立の松山経専、松山語専）があり大学設置の母体が整備していることを最上の武器として他県と渡り合ったのである。然し文部省案で総合大学というのは国立高等専門学校を学部とするものであって、公立や私学を交えたものは協定大学とか連合大学とか称える事になっており、その上かかる官公私の寄り合い世帯が長き将来、決して都合よく発展するものでない事は明白であるので、本当の総合大学を設置するために、且又前述のように本県に大学設置の母体が整備しているという理由を一層強力にするためには、どうしても本校を国立に移管する必要があった。殊に本校の場合たとえ戦災にあったとはいふものゝ、本館、講堂、図書館等の校舎は健在であり、特に数万冊の図書が無事であり、多数の優秀教授を有していたので、商業経済法律に関する学部としては最も有望視されるにおいては尚更その考えを強くせざるを得なかった。と共に本県委員は「経営に困っているらしい経専はすぐ国立移管の誘惑に乗るもの」と判断し、この問題は簡単に実現するものとたかをくくっていたよ

うである。然るに本校では学校創立の由来と新田家との特別な関係もあり、既に開校以来二十数年の歴史を有し私学の雄として自他共に許す存在であり、又一方多数の卒業生の意向等を勘案して、この国立移管問題については頗る慎重な態度をとり、容易に之に応ずる色を示さなかった。茲に於て、本県委員の本校に対する態度は要望から勸説へ、勸説から強要にまで進んだ。又この事情が当時の新聞に記載されるや、世間では松山経専の頑固なために総合大学問題が駄目になるという非難まで飛ぶという有様であった。

既に本校は単独昇格の方針で来てはいるものの、周囲の情勢がここまで発展して来ると、この方針に今一度再検討を加えざるを得なかった。第一に果して単独昇格は可能であろうか。第二に大学経営に要する巨額の経費を十分に賄っていけるか、第三に、かりに国立の総合大学が成立し、同大学に本校と同種の学部が設置された場合には如何なる結果をもたらすか、およそこれ等が再考すべき主要な問題であった。勿論官学移管によって、第二、第三の問題は解決されよう。然し本校創立の由来と二十数年の誇るべき歴史はこれを棄てるには余りにも貴重である。新田家がこれまで莫大な資金を投じ、初代加藤校長以下歴代の学校当局が心魂を打ち込んで経営し、以て今日の大をなしたことを回顧する時、官学移管には割り切れぬものがある。こうした感情よりも、更に大なる私学の良さ、囚われざる自由の学園の權威の保持、将来の教育は私学においてこそ全きを得るとの期待…斯く考え来れば、われわれは名誉ある私学として飽くまで、これを守り立て、単独昇格へ持ち込むべきではないか。況して国立移管に応じても官僚主義の文部省が、われわれの満足すべき条件で、わが学園を受け入れるなど到底望むべくもなく、更に国立大学が成立しても、全然母体のない所に本校に影響する程に強力な学部が設置することは全く不可能と思われるにおいては尚更である。がそれにしても総合大学本県誘致の鍵を握るものは松山経専の国立移管であるとする世論を無視することはできない。この

難問に直面して伊藤校長始め本校関係者は深く思をひそめたのである。昭和22年秋から翌年1月にかけて幾度かこれが話題となった。新田家の意見を打診してみたらという意見もないではなかった。

兎角するうちに「大学設置基準」が発表され、それを仔細に検討した結果、教授陣容については自信を持つことができ、施設面は大丈夫との結論がでた上に、新田家の意向も既定の方針に賛同されることが明らかになったので、茲に私学の単科大学として昇格することを最終的に決意し、直ちに具体的に大学設置認可申請の手続に入ることになった。その後（23年6月頃）文部省では、この総合大学案が各地方に思わぬ大波瀾を起したことに恐れをなして、各県に悉く大学を設置するという総花政策を発表、本県においても松山高校、ほか官立高専校を一九として愛媛大学を設置することになって、四国四県の、さしもの馬鹿らしい騒ぎも、たちまち静まった²¹⁸⁾

なお、文中の「四国大学総合案」は1948年3月から5月にかけて、四国4県の関係者が5回会議を開き、名ばかりの総合大学案が生まれたが、文部省が5月に各県1大学設置の方針を示したので、この「四国総合大学案」は消えている²¹⁹⁾ 本校にとってこの「四国総合大学案」は「雑音」（増岡喜義の用語）であり、混乱させられただけであった。

「四国総合大学」が消滅した後、5月20日、教授会は既定方針どおり、本校は独立の単科大学として進むことを確認し、大学設置基本要綱起草委員会を設置した。そして、伊藤校長は委員として星野、大鳥居、増岡の3教授に委嘱した²²⁰⁾

218) 『三十年史』47～50頁。

219) 『愛媛県教育史』第三巻、1971年、115～116頁。

220) 『三十年史』118頁。

そして、星野ら3人が申請書の起草に尽力し、また、採用予定教授の人選も着々とすすめた。委員の一人・増岡喜義が『学生新聞』の編集子に対し、進捗状況を大要次のように答えている。

「本校は所定の方針に従い、私立単科大学として進むべく星野教授以下3名の起草委員によって7月末迄に申請書を提出すべく目下作成している。本年昇格した神戸商大（旧神戸経専）を視察し、万全を期している。特に問題になるのが教授陣だが、名前は挙げられないが、快諾を得たものとして、旧官立大学の教授3人、学界で有名で専門学校教授が4、5名、専任講師で学位のある人4、5人決定しており、出来るだけ立派な人を招くべく努力している。設備は不十分ながら現在でも資格がある。図書は4、5万冊あり、招来校地も拡張し、校舎も増築が行なわれるから問題はなかろう」²²¹⁾

そして、7月13日、星野ら起草委員は教授会に大学設置要項草案中、特に「目的及び使命」「名称」「学部及び学科別学科目」「履修方法及び学位授与」の審議を附した。

7月16日、星野ら起草委員は教授会に「暫定学則」草案の審議を附し、人事関係については伊藤校長より説明があり関係者の諒解が求められた。

7月20日、「松山商科大学設置認可申請」関係書類を携えて、伊藤校長、大鳥居教務課長、増岡庶務課長の3氏が上京し、約1週間滞在し、必要な修補を加えて、7月28日に文部省に認可申請書類を提出した²²²⁾。星野通は何故か同行していない。

そして、「大学設置認可申請書」の書類目録の目次は次の通りであった。

221) 『学生新聞』第19号、1948年6月25日。

222) 『三十年史』119頁。

「一，松山商科大学設置要項	一頁
二，学則	三頁
三，校地（図面添付）	七頁
四，校舎等建物（図面添付）校舎写真2葉	八頁
第一表	八頁
第二表	九頁
五，図書・標本・機械・器具等施設	一一頁
一，図書	一一頁
二，標本	一一頁
三，機械・器具	一二頁
四，施設	一二頁
六，学部及学科別学科目	一三頁
七，履修方法及学位授与	一四頁
八，学部及学科別学生収容定員	一五頁
九，職員組織	
一，職員総括	一五頁
二，学部及学科別教員配当定員	一六頁
三，学長並びに学部及学科別教員予定（附，副申）	一七頁
四，教員個人調（別冊）	
一〇，設置者に関する調	二三頁
一，役員氏名	二三頁
二，財産目録及貸借対照表	二四頁
三，最近三ヶ年の予算決算	二六頁
四，理事会決議録	三〇頁
五，寄附行為変更認可申請書	三一頁
一一，資産	三五頁
一，資産総括	三五頁

二, 図書・標本・機械・器具等内訳	三六頁
一二, 維持経営の方法	四〇頁
一, 維持の方法	四〇頁
二, 経営の方法	四一頁
三, 収支予算書	四二頁
一三, 現在経営している学校の現況	四四頁
一, 学校法人とその沿革	四四頁
二, 現行学則	四五頁
三, 教員	四九頁
四, 学生	五一頁
五, 新学制転換方針	五二頁
一四, 将来の計画	五三頁] ²²³⁾

この申請書類の内容については、すでに「伊藤秀夫と松山商科大学の誕生(その2)」(『松山大学論集』第29巻第5号, 2017年12月)で詳細に紹介, 論じたので省略する。

1948年11月7日, 大学設置審議会委員四国地方現地調査委員竹田賢治氏他6氏が本校提出の申請書に基づき実地調査に来られた²²⁴⁾

星野通は、『松山経専論集』第7号(昭和24年2月)に「明治民法史に関する一資料」を發表している(原稿は昭和23年8月10日校了)。それは、星野通が『明治民法編纂史』を刊行した際に、元田肇の秘書宮川三栄から元田肇の講演録「家族制度は何処へ行く」が送られたことがあり、その講演内容の紹介であった。元田は民法典論争の延期派の一闘士であり、また法典調査会の委員として明治31年の民法制定に直接関係しており、その人物の回顧談である丈に新資料を含んでおり、また、星野通の「年来の主張の正当性を裏付けしてく

223) 『認可申請書類』国立公文書館。

224) 『三十年史』119頁。

れる」ものだとしてその概要を紹介している。その大要は次の如くである。

「東京大学法学部で英法学を学んだ元田は論争当時表面に躍り出て華々しい動きこそしていないが、秘かに政府要人を訪ねて政府を糾弾したり、民商法延期法律案の特別委員となって民法典に反対するなど相当裏面で活動している。この彼が民法典に反対したのは歴史法学的立場からではなくて、幼児より厳しい漢学教育をたたき込まれ、骨の随まで封建的士大夫階級道徳を賛美する保守国粹主義になっていたため、欧化政策を嫌悪し、本能的に西欧法典模倣の民法典排撃の拳に出たことを自ら語っており、この論争が歴史法学対自然法学の学問的対立でなく、進歩思想対保守国粹主義のイデオロギーの戦いであるという筆者の年来の主張を裏付けるものであった。また、此の論争に関し、穂積陳重博士は『法窓夜話』で、「君子の争」であると言っておられるが、これは不正確な見方であったことは、この講演録からも裏付けられよう。

法典論争が断行派の政府側が敗北したあと、伊藤総理はただちに民商法延期法律案を上奏してその裁可を仰ぐことをせず、半年にわたり静観した後、漸く明治25年10月8日に西園寺公望を委員長に民商法施行取調委員会を設置し、両院通過の民商法延期法律案の上奏可否について討議させ、その結果にもとづいて延期法案を上奏するという周到慎重な行動をとった。その背景には国権主義国粹主義の元田をはじめ延期派の連中が政府要人を訪問して働きかけたことがひとつの要因になったとこの講演録から推論されるのである。

以上は法典論争に関するものだが、民法制定史において、法典調査会の設置を伊藤に建言したものが元田肇であったこと、民法草案の起草者として穂積陳重、富井政章、梅健次郎を推薦したのも元田であったこと、これらは従来星野通にとって不明であったのだが、この回顧録によって元田だと判明し、星野の年来の疑問を解決し大きな収穫であった。また、身分

法の起草について星野は穂積と秘かに推論していたが、元田の回顧録によって確認されたことも収穫である」²²⁵⁾

1949（昭和24）年2月7日から文部省の大学設置委員会で全国公私立新制大学に対する審査が行なわれた。10日、文部省辻田教育局長より本校は審査合格の入電があった。

伊藤校長は談として「地方の私立学校のこととて大変心配していたが、本校は昨年の二月ごろから全教職員一丸となって内容の充実、設備の完成に非常に努力を図って来たが、昇格と決まって大変嬉しく思っている。二十五年間の卒業生の社会的信用も大きい原因だと思う。今後とも県民の援助を得て是非立派な大学として完成したい」²²⁶⁾と述べている。

2月21日付けで文部省から文書で通知を受けた。

「校学一二七号

松山商科大学設立者 財団法人 松山経済専門学校

昭和二十三年七月二十八日をもって申請の学校教育法による松山商科大学設置のことは、大学設置委員会の答申に基づき次のように認可する。

昭和二十四年二月二十一日

文部大臣 高瀬荘太郎

- 一、位置 愛媛県松山市清水町二丁目一二八番地
- 二、学部学科 商経学部（経済学科、経営学科）
- 三、開設学年 第二学年まで
- 四、開設時期 昭和二十四年四月」²²⁷⁾

225) 星野通「明治民法史に関する一資料」『松山経専論集』第7号、昭和24年2月。

226) 『愛媛新聞』昭和24年2月11日。

227) 『三十年史』120頁。

3月4日、第24回（経専）卒業式を挙行し、238名が卒業した²²⁸⁾。この時に卒業した1人に桂芳男がいる。桂は神戸大学大学院に進み、神戸大学教授となる。

伊藤校長らは、大学開設に向けて準備し、3月10日、加藤会館内の1、2階に教授研究室を竣工させた。

また、伊藤校長は経専の最後の教員人事として、3月に元木淳を商学通論の教授として採用した²²⁹⁾。

（以下、次号）

228) 『三十年史』119、113頁。文部省への『申請書』では240名、『温山会名簿』では241名、『六十年史（資料編）』141頁では235名である。

229) 元木淳は、1922（大正11）年2月8日東京生まれ、1939（昭和14）年3月東京府立第三中学校卒業、1942（昭和17）年3月東京商大予科修了、1944（昭和19）年9月東京商大卒、商学士（元木淳退職記念号の経歴より）。